

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会
バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第27回）
議事要旨

○日時

令和5年12月25日（月） 18時00分～19時00分

○場所

オンライン開催

○出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、橋本征二委員、道田悦代委員

○オブザーバー

渡邊 泰夫 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室 室長
有山 隆史 農林水産省林野庁林政部木材利用課 監査官
吉野 議章 環境省地球環境局地球温暖化対策課 課長

○事務局

津田 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐
森川 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 課長補佐

○議題

① 輸入木質バイオマスの持続可能性について

○議事要旨

① 輸入木質バイオマスの持続可能性について

委員

- 今回の議題は輸入木質バイオマスの持続可能性ということだが、国産材についても併せて議論するのか。また、輸入木質バイオマスへの持続可能性の要求について、改正再エネ特措法が施行された2017年4月以前から持続可能性の確認を求めているのか、あるいは改正された後に適用されたのか、議論の前提として確認させて頂きたい。

委員

- 昨今デューデリジェンスにおいて、より高い基準、透明性が求められており、FIT 制度でも検討する必要があると思っている。
- 林野庁の合法性ガイドラインにおける森林認証、団体認定、企業独自の取組み各々の仕組みの中でどのような持続可能性基準を見ているのか、また法令遵守はどのように取り扱われているのか、各方法でどのような課題があるのかについて確認頂きたい。
- 資料 1 の p. 4、p. 5 の欧州の持続可能性基準を日本としても議論して、各認証の対応状況を整理していく必要があると考える。
- 資料 1 の p. 15 の輸入木質バイオマスに求める事項について、既認定案件に対する考え方が現時点であればお聞かせいただきたい。

委員

- 輸入木質ペレットについて、原生林が伐採されているなどの話がある。疑惑を払拭するためにも、トレーサビリティ、サプライチェーン上の事業者の法令遵守、情報公開の 3 項目を明確化することには賛成である。
- 資料 1 の p. 4、EURED3 において切り株や根は何を指すのか。
- また、電力のみを供給する森林バイオマスとあるが、コージェネレーションを含めなければならないということだと考えており、この点については日本ではヨーロッパと比べて熱利用しにくいことを踏まえ慎重に検討すべきだと考えている。

委員

- 輸入木質バイオマスの導入拡大には、FIT/FIP 制度の支援を受けるに足る持続可能性基準の適用と遵守が担保されるべきである。世界の動向を把握して、輸入木質バイオマスの適正な活用を進めていただきたい。国際社会では TCFD の取り組みを進めており、さらに TNFD が 2023 年 9 月に最終提言 v1.0 を正式に公開している。
- EURED3 などの最新の基準を発電事業者やサプライチェーンの事業者に求めた場合、木質ペレットの供給国には対応する力があるのか。厳しい要求基準の適用によって原料調達が困難にならないように、輸出国側との相互理解も必要ではないか。
- 既認定案件に対しては基準が強化される方針だと思うので、パブコメなども活用して、意見聴取を行った上での対応が必要である。
- 資料 1 の p. 15 のサプライチェーン上の事業者の法令違反を発電事業者が知った場合の対処法について、もう少し制度設計に踏み込みがあってもよいのではないか。

委員

- 規制が導入されていないことで、日本がリーケージ先となることは避けるべき。
- EU の規制は持続可能性の観点では先進的だが、輸出国側からは保護主義政策との疑念を持たれている。EURED2 についてはパーム油が WTO の紛争解決の対象となっており、どのような議論が行われるかを今後フォローする必要がある。

- EU の昨今の動きを見ていると、環境の観点も重要だが、人権に関しても抜け道がないかということも考えていく必要がある。
- EURED3、EUDR に加えて、EU コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令（CSDDD）も今後導入される見込みだが、各制度において認証の取扱いが異なる点が議論になっている。どのような内容の確認がどのように実施可能であるか考える必要がある。この辺りも情報収集をお願いしたい。

事務局

- 輸入木質バイオマスの持続可能性基準は 2017 年度から適用を開始している。国産材は森林法に基づいた持続可能性を確認しているが、輸入木質バイオマスはサプライチェーンが長大である等という実態があり、先行制度であることもあり、今回議題に挙げている。
- 林野庁の合法性ガイドラインにおける森林認証、団体認定、企業独自の取組み各々の活用状況については今後整理を検討したい。
- トレーサビリティ、サプライチェーン上の事業者の法令遵守、情報公開については、現時点でも既存の制度の中で、発電事業者で対応可能と考えており、既認定案件にも来年度から適用を開始してはどうかというご提案である。
- EURED3 で切り株や根が何を指すのかは確認させていただきたい。
- 熱電供給については、日本と海外との状況の違いも意識しながら今後検討したい。
- 輸出国側で許容できる制度なのかどうかも留意しながら進めていきたい。
- 法令違反については、発電事業者が知ったタイミングで報告いただくことが、実効性の観点から最大限の対応だと考えている。まずは提示した制度から開始してはどうかと考えている。
- EURED2 の紛争解決の状況、人権の観点、EUCSDDD の情報収集について、今後の持続可能性基準の検討に向けて確認を進めていきたい。

委員

- 冒頭の質問は、内外無差別等の貿易上のルールに抵触しないということが前提となるのかを確認する趣旨であった。
- EURED は、EU 加盟国自身に適用されることから、厳しい措置を取っても国際的に説得力を有していると考えられる。他方、EU では地域の文脈の考慮などの点において、加盟国の裁量に委ねられている側面も多い。この点に照らすと、日本においても国産材の利用の仕方、供給国内の制度や木材産業の状況を確認した上で、FIT 制度の中で争点になっている原生林からの調達の禁止、認証制度の活用を考えるとという順序で検討するのではないか。
- 資料 1 の p. 11 の持続可能性基準に関しては、農業系バイオマスの利用を念頭に置いているので、木質バイオマス用に加筆修正する作業が必要になってくるのではないか。

- EUDR について説明があったが、日本自身による取組み、具体的には世界的な森林減少を食い止める動きにコミットするグラスゴー宣言への参画、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」に謳われている食品企業による持続可能性に配慮した輸入原材料調達、木質材に関してはクリーンウッド法もある。EU を参照することは必要ではあるが、日本自体がコミットしているが故に取り組むという踏み込みも必要だと理解している。
- リーケージに関する指摘があったが、日本として取組みを強化していくことに加え、韓国や台湾においても木質バイオマスを利用する方向性が出ており、他の東アジアのバイオマス輸入国の動きも見ていく必要がある。AZEC や GBEP の枠組みを使って諸外国に普及させていくのも一案と考える。

座長

- 輸入木質バイオマスに今後求める持続可能性基準について検討していくこと、当面の対応として 2024 年度の事業計画ガイドラインにトレーサビリティ、サプライチェーン上の事業者の法令遵守、情報公開の 3 項目を求めることに異論はないか。

委員

- 大きな方向性には賛同する。関係するステークホルダーの関心も高いので、なるべくオープンな議論をした方がよい。資料 1 には具体的に懸念される事案への言及がなかったので、なるべく事実に基づいて議論をさせていただけるとありがたい。

座長

- 事務局には事業計画策定ガイドラインの改定を進めていただきたい。また持続可能性に係る制度整備について、調達価格等算定委員会への報告資料に追加していただきたい。報告資料の確認は一任をお願いしたい。

(その他)

座長

- 事務局には本日の議論を踏まえて、次回以降の WG の検討につなげていただきたい。

事務局

- 承知した、次回の WG については日程が決まり次第、経済産業省のホームページにて公表する。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365